

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

平成28年3月7日

都市整備部

1 改正の趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等を定めるとともに、増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等を定めようとするものである。

2 改正の内容

次に掲げる手数料を定める。

(1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（増築又は改築に係る計画の場合）

建築物の区分	申請に係る床面積	手数料の額	
		適合証無し	適合証有り
一戸建ての住宅	—	7万2,000円	1万円
共同住宅等	500㎡以内	16万8,000円	1万9,000円
	500㎡超 1,000㎡以内	26万8,000円	3万4,000円
	1,000㎡超 2,500㎡以内	52万8,000円	4万9,000円
	2,500㎡超 5,000㎡以内	94万5,000円	9万1,000円
	5,000㎡超 1万㎡以内	162万3,000円	15万5,000円
	1万㎡超 2万㎡以内	300万1,000円	25万6,000円
	2万㎡超 3万㎡以内	428万7,000円	31万5,000円
	3万㎡超	525万2,000円	33万5,000円

(2) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料（増築又は改築に係る計画の変更の場合）

申請に係る床面積の合計の区分に応じ、(1)により算定した額

(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

建築物の区分	申請に係る床面積	手数料の額		
		適合証無し		適合証有り
		基準1※	基準2※	
一戸建ての住宅	200㎡以内	3万8,000円		6,000円
	200㎡超	4万3,000円		6,000円
共同住宅等又は 複合建築物の住 宅部分	300㎡以内	7万7,000円		1万1,000円
	300㎡超 2,000㎡以内	12万7,000円		2万3,000円
	2,000㎡超 5,000㎡以内	21万7,000円		5万円
	5,000㎡超	31万円		8万9,000円
非住宅建築物又	300㎡以内	25万1,000円	9万6,000円	1万1,000円
	300㎡超 2,000㎡以内	40万6,000円	16万1,000円	3万円

は複合建築物の 非住宅部分	2,000㎡超 5,000㎡以内	58万円	26万 1,000円	8万 9,000円
	5,000㎡超 1万㎡以内	71万 4,000円	34万 1,000円	14万 1,000円
	1万㎡超 2万 5,000㎡以内	84万 4,000円	40万 9,000円	17万 8,000円
	2万 5,000㎡超	96万 2,000円	48万円	22万 2,000円
複合建築物の建 築物全体	複合建築物の住宅部分に係る額及び複合建築物の非住宅部分に係る額を合 算した額			

※ 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分において、基準1は標準入力法・主要室入力法
による場合、基準2はモデル建物法による場合

(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

申請に係る床面積の合計の区分に応じ、(3)により算定した額

(5) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料

建築物の区分	申請に係る床面積	手数料の額		
		適合証無し		適合証有り
		基準1※	基準2※	
一戸建ての住宅	200㎡以内	3万 8,000円	2万円	6,000円
	200㎡超	4万 3,000円	2万 1,000円	6,000円
共同住宅等又は 複合建築物の住 宅部分	300㎡以内	7万 7,000円	3万 7,000円	1万 1,000円
	300㎡超 2,000㎡以内	12万 7,000円	6万 3,000円	2万 3,000円
	2,000㎡超 5,000㎡以内	21万 7,000円	11万 4,000円	5万円
	5,000㎡超	31万円	17万 2,000円	8万 9,000円
非住宅建築物又 は複合建築物の 非住宅部分	300㎡以内	25万 1,000円	9万 6,000円	1万 1,000円
	300㎡超 2,000㎡以内	40万 6,000円	16万 1,000円	3万円
	2,000㎡超 5,000㎡以内	58万円	26万 1,000円	8万 9,000円
	5,000㎡超 1万㎡以内	71万 4,000円	34万 1,000円	14万 1,000円
	1万㎡超 2万 5,000㎡以内	84万 4,000円	40万 9,000円	17万 8,000円
	2万 5,000㎡超	96万 2,000円	48万円	22万 2,000円
複合建築物の建 築物全体	複合建築物の住宅部分に係る額及び複合建築物の非住宅部分に係る額を合 算した額			

※ 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分において、基準1は性能基準によ
る場合、基準2は仕様基準による場合

※ 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分において、基準1は標準入力法・主要室入力法
による場合、基準2はモデル建物法による場合

3 施行期日

平成28年4月1日